

国家戦略特区における新たな措置に係るご提案

提案者 資料1	日の出通商株式会社 食品カンパニー 但馬醸造所 兵庫県養父市大屋町筏288番地ー1 代表 片井 伸明（かたい のぶあき） 【沿革】 平成20年2月 養父市の企業誘致により、廃校校舎を借りて但馬醸造(株)を設立 平成24年 一般財団法人都市みらい推進機構 の土地活用モデル大賞受賞 平成25年8月 日の出通商株式会社 食品カンパニー 但馬醸造所 に社名変更 平成26年現在 従業員 20 名 うち 17 名は地元市民を雇用(7名が正社員)
提案背景 資料2	酒類の販売には免許が必要ですが、インターネット販売を全国に向けて行う場合は通信販売の免許が必要となります。 この免許には、「前年度の品目ごとの課税移出数量がすべて3000KL未満の業者が製造したもの」という条件が付いています。
事例	弊社は、従来より地元産の米やゆずを使って、お酢やポン酢を製造・販売しておりますが、今年の8月に同じ米とゆずを使った、「清酒」と「ゆずりキュール」を兵庫県加古郡稲美町のキング醸造株式会社に製造委託をして商品化し発売致しました。(弊社は酒類の製造免許が無いので製造できません。) しかし、キング醸造株式会社は年間3000KL以上を生産する品目を持つメーカーであることから、ここに製造を委託した「清酒」と「ゆずりキュール」は、インターネット販売が出来ない事となっています。
考察	酒類の通信販売免許に、「需給調整要件」のとして、前述の3000KL基準が存在しているのは、「大手メーカーの生産する酒類は十分広範に販路を確立しており、通信販売を解禁すると過当競争を招き酒税の保全上適当ではない。」というような意図であると拝察致します。 しかしながら、今回の事例の場合は、特区内の農産物を主たる原料とした酒類を「委託」をしたもので、その委託先がたまたま3000KL基準に該当する業者であった為にインターネット販売が出来ない事となっており、この受給要件の趣旨を超えた範囲にまで、規制が及んでしまっているように感じます。
提案	酒類の製造免許では、「特産品しょうちゅう製造免許」や「地場産米使用みりん製造免許」など、それまでは、新規製造免許を認めていなかったものを、地場産米や特産品という一定の条件のもとに新規の免許を認め、地域振興の一助となるような規制緩和が行われています。 これらの規制緩和された製造免許の条件内容を参考に 「特区内で生産された農産物を主原料(水以外の原料の50%以上を占める)とした酒類」 に関しては、通信販売酒類小売業免許の需給要件の規制の対象から除外し、インターネット販売が可能となるよう、酒税法の見直しを行うことで、特区の農産物の二次加工品の販路を拡大し、特区の農業の振興につながるものと考えます。
その他	3000KL以上の品目を持つ、大手の酒類製造メーカーに生産委託をするという行為の背景には、現在の食品に求められる、「安全・安心」への厳しい要求への対応の必要性もございます。 「安定生産」はもちろんですが、「品質管理」「品質保証」「ISO」「HACCP」「トレーサビリティ」「マニュアルや記録の完備」「フードテロ対策」「お客様相談室」などについて、一定レベル以上の体制が整っていることが、不特定多数の広域のお客様を対象としたインターネット販売をおこなう商品の生産販売を行うには必要であると考えております。

がんばる養父市
企業誘致プロジェクト
(兵庫県養父市)

- 立地概要：兵庫県最高峰の永ノ山の麓に位置し、豊かな自然環境が取り巻く農村地域
- 地区概要：急激な少子高齢化により定住人口が減少傾向となっている
- 摘要：平成24年度土地活用モデル大賞 審査委員長賞

●プロジェクトの背景

少子高齢化と都市部への人口流出に歯止めがかからず定住人口が減少傾向となり、地域コミュニティの希薄化や集落そのものの存続が懸念されている地域において、養父市が中心となって廃校となった小中学校に企業を誘致し地域の活性化を図ったものです。

●プロジェクトの概要

廃校をコミュニティ活性化の場として活用する事例は全国に多々ありますが、企業を誘致することで特に雇用の場が少ない地域において、20名以上が働く貴重な事業所（お酢を中心とした調味料の製造工場）となっています。

また、市内の小学校の社会見学のほか地元農家による指導と素材を活用した料理教室の開催や、企業と住民のとのふれあいの場である交流会を定期的に行い、地域コミュニティの再生を図っています。

全国的には未だ利用がなされていない廃校舎が多く、また自治体等が資本投資の主体となる利用事例が多いなか、100%民間企業による廃校の活用は、「地域に負担の少ない」活用事例として、廃校を持つ多くの自治体の参考になる事例です。

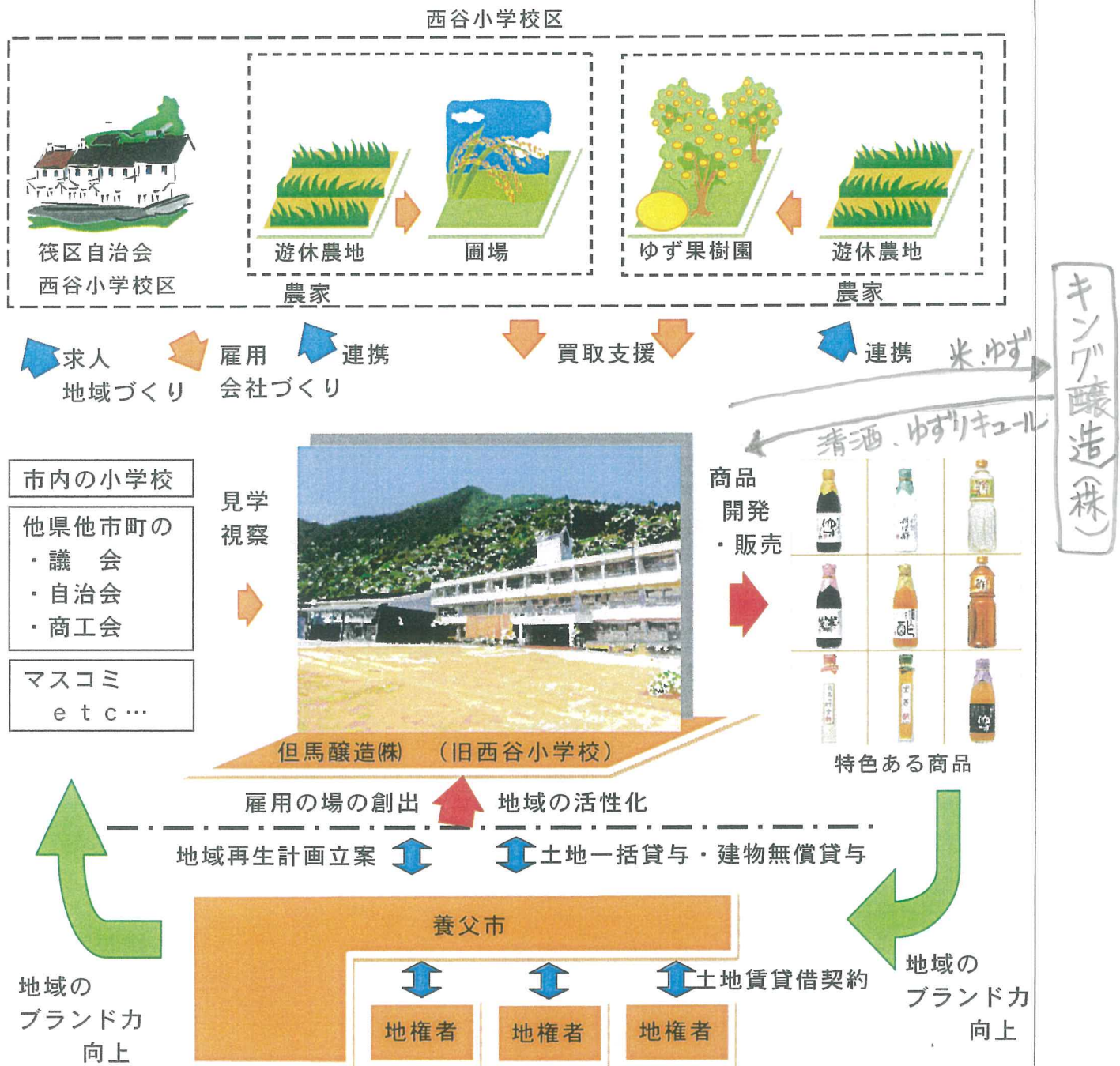
■事務所兼工場（小学校跡地）全景



事業スキーム調書

様式 4-1

土地活用の事業の仕組み、スキームなどについて分かりやすく記載して下さい。



■分析室（旧理科室）



■地域住民とのコミュニティ



●事例等に関する問い合わせ先

一般財団法人 都市みらい推進機構

〒112-0014 東京都文京区関口 1-23-6 プラザ江戸川橋ビル 201 号

TEL. 03-5261-5625 FAX. 03-5261-5629

Ⅱ 通信販売酒類小売業免許の申請手続の概要

1 通信販売酒類小売業免許とは

酒類の販売業をしようとする場合には、酒税法に基づき、販売場ごとに、その販売場の所在地の所轄税務署長から酒類販売業免許（以下「販売業免許」といいます。）を受ける必要があります。

販売場ごとに受ける必要があるとは、例えば、本店で販売業免許を受けている場合であっても、支店で酒類の販売業を行おうとする場合には、支店の所在地の所轄税務署長から新たに販売業免許を受ける必要があるということです。

販売業免許は、販売先や販売方法によって区分されていますが、このうち、通信販売（2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等（注1）により提示し、郵便、電話その他の通信手段（注2）により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいいます。以下同じ。）によって酒類を小売することができる販売業免許が、「通信販売酒類小売業免許」です。（注3）

「通信販売酒類小売業免許」では、酒類の店頭小売（店頭において酒類の売買契約の申込みを受けること、又は、店頭において酒類を引き渡すことを行う販売をいいます。）及び一の都道府県の消費者等のみを対象として小売を行うことはできないので留意してください。（注4）

販売業免許を受けずに酒類の販売業を行った場合には、酒税法上、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとされています。

また、偽りその他不正な行為により販売業免許を受けた場合など一定の場合には、販売業免許が取り消されることがあります。

（注）1 「カタログの送付等」とは、カタログの郵送等による配付又は備置きのほか、チラシ等の新聞折り込み又は郵送等による配付若しくは備置き、雑誌又は新聞への広告掲載及びテレビ放送の利用等をいいます。

2 「通信手段」とは、郵便等、電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用する方法、電報又は預金若しくは貯金の口座に対する払込みをいいます。

3 「通信販売を除く小売に限る。」旨の条件が付された一般酒類小売業免許等を受けている方が、新たに2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象とした「通信販売」により酒類を販売しようとする場合は「酒類販売業免許の条件緩和申出書」を提出し、条件の緩和等を受ける必要があります。

4 「通信販売酒類小売業免許」ではなく、「一般酒類小売業免許」の取得が必要です。

- ホ 酒税に関係のある法律に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合
- ヘ 販売場の申請場所への設置が、建築基準法、都市計画法、農地法、流通業務市街地の整備に関する法律その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却若しくは移転を命じられている場合
- ト 申請酒類小売販売場において、酒類の適正な販売管理体制が構築されないことが明らかであると見込まれる場合

- チ 経験その他から判断し、適正に酒類の通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人であること
- リ 酒類の通信販売を行うための所要資金等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律の消費者保護関係規定に準拠（詳細は 54 頁「通信販売酒類小売業免許申請書チェック表《(3) についての確認事項》」参照）し、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たすことが確実であると見込まれること
- ヌ 酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずるものと認められること

4 酒税法 10 条 11 号関係の要件（需給調整要件）

酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合に該当しないこと

具体的には、販売できる酒類の範囲は、次の酒類に限ります。

- (1) 国内で製造された酒類のうち、カタログ等（注1）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量（注2）が、すべて 3,000 キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類。
- (2) 輸入酒類（輸入酒類についての制限はありません。）。

- (注) 1 「カタログ等」とは、いわゆるカタログのほか、チラシ等若しくは雑誌新聞又はインターネットによる広告等をいいます（以下同じ。）。
- 2 前会計年度における課税移出実績がない場合は、カタログ等の発行日の属する会計年度における酒類製造者の製造見込数量により判断します。
- 3 上記(1)の酒類が、通信販売により販売できる酒類かどうかについては、通信販売を予定している酒類製造者の発行する証明書（通信販売の対象となる酒類であることの証明書をいいます。）を申請書に添付してください（61 頁「証明書」参照）。

酒税法における酒類の分類及び定義

発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの）
醸造酒類(注)	清酒、果実酒、その他の醸造酒
蒸留酒類(注)	連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
混成酒類(注)	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

(注) その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

品 目 区 分	定 義 の 概 要
清酒	* 米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの） * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	* アルコール、しょうちゅう又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの）
連続式蒸留しょうちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が36度未満のもの）
単式蒸留しょうちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	* 米、米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたもの（アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの）
ビール	* 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 麦芽、ホップ、水、麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
果実酒	* 果実を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 果実、糖類を原料として発酵させたもの（アルコール分が15度未満のもの）
甘味果実酒	* 果実酒に糖類、ブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類、水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上等のもの）
スピリッツ	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類